

# 令和6年第17回定例公安委員会会議録

開催日時 令和6年7月4日(木) 午前11時10分～午後3時25分

開催場所 警察本部

## 第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後2時25分

### 2 出席者

公安委員会 衣笠委員長 勝部委員 久本委員

警察本部 野村警察本部長 森本警務部長 宮田首席監察官  
細田生活安全部長 前田刑事部長 山本交通部長  
樋口警備部長 濱本警察学校長 坂口情報通信部長  
吉村警務部参事官

(事務局等～岩城公安委員会補佐室長、総務課員)

### 3 議題事項

- 令和6年度留置施設実地監査計画(警務部)
- 交通規制の議決(第2回)(交通部)

(1) 令和6年度留置施設実地監査計画(警務部)

#### 警察本部

令和6年度留置施設実地監査計画について、御審議をお願いする。実地監査は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に規定されており、警察本部長は監査官を指名して、毎年1回以上、各留置施設の実地監査を行わせなければならない。また、「鳥取県警察留置管理に関する訓令」において、警察本部長は、毎年度、実地監査計画を作成し、公安委員会の承認を受けなければならないと規定されている。実地監査計画は、実施項目と重点項目を示しており、本年度、警察庁から通達された全国の都道府県警察に対する留置施設の巡察項目等と同一となっている。

巡察の重点項目として、飲食物を摂取しない被留置者への対応、自殺企図等の特異動静がある特別要注意者への対応について追加されていることから、実地監査計画にも盛り込むこととしている。

次に、実地監査の方法等についてであるが、年間を3期に分け、全警察署に対して、監査官である警務部監察課長又は監察課留置管理室長が留置施設の点検、書面監査、関係職員に対する聞き取りにより実施する。全警察署に対する実地監査終了後、実地監査の結果を取りまとめた上で公安委員会に報告する。また、実地監査において、改善を要する事項が認められた場合には、必要な改善措置を行う。引き続き、留置管理業務の適正な推進を図っていく。

#### 委員

新たに重点項目に加わった「飲食物を摂取しない被留置者への対応」について、被留置者には飲食物を摂取しない方が多いのか。飲食物を摂取しない場合、どのように対応しているか。

#### 警察本部

精神的ストレスを受けているなどの理由から、飲食をしない被留置者もいる。そのような場合には、体調を記録する、あるいは直ちに医師に相談し、必要があれば受診するなどの対応を図っている。

#### 委員

項目に沿って進めていただき、くれぐれも人権が損なわれないような対応をお願いしたい。

#### 委員

性同一性障害者等を留置する場合の対応について、デリケートな部分ではあると思うが、個別のケースごとに注意を払って、慎重な対応をしていただきたい。

#### 委員

留置管理課には、比較的若い職員が配置されている。留置管理業務は単調であるが、忍耐が必要な業務であることから、指揮、意欲及び精神状態についても、しっかりと見ていただきたい。LGBTQに関して、社会全体で理解しようとしている段階であるが、人権侵害につながる可能性があることから、留置担当者の理解が進んでいるかについても、確認をお願いしたい。

### (2) 交通規制の議決（第2回）（交通部）

#### 警察本部

第2期の議決数は合計140件である。指定方向外進行禁止規制、一時停止規制等「点」の規制に関する議決が115か所、駐車禁止規制や最高速度規制等の「線」の規制に関する議決が25区間である。

信号機の新設等に伴う議決を7か所上申する。信号機を2基新設、1基廃止、これに伴う横断歩道の新設や移設等を予定している。新設の1つ目が鳥取市叶地内の押ボタン式信号機設置となる。令和4年度の通学路合同点検において押ボタン式信号機の設置要望があったものである。新設の2つ目は、米子市両三柳地内の道路新設に係る交差点信号機で、道路改良に伴うものである。

次に信号機の廃止についてであるが、鳥取市国府町中河原地内、成器地区公民館前の押ボタン式信号機を廃止上申する。撤去後の安全対策について、横断歩道の標識、路面への横断歩道予告標示の設置を行うとともに、横断歩道を強調するための減速マークを路面に標示し、歩行者保護を図る。

道路の改良に伴うものについて、議決数は指定方向外進行禁止や一時停止規制等49か所、6区間となる。米子市両三柳地内の道路改良に関する規制について、新設道路は、米子市内の東西をつなぐ幹線道路となるため、駐車禁止、最高速度40キロのほか必要箇所に横断歩道、一時停止を設置し事故防止対策を行うとともに、通学路でもあることから、交通の安全と円滑を図るため信号機を設置する。

既存道路の安全対策に伴うものとして、通行禁止、最高速度の新設等、計5か所、4区間の上申を行う。

最後に、規制の点検に伴うものであるが、路線名の変更や地番の変更、通学路に応じた自転車歩道通行可規制の距離の修正等、計54か所、15区間上申する。

#### 委員

住民の要望を聞いた上で道路状況等を分析し、納得のいく説明をいただいた。上申のあったとおり進めていただきたい。

#### 委員

140件に渡る議決ということで、調査が大変だったと思うが、綿密な調整・調査を積み重ねられたことによって、今回の議決に至ったものであると分かった。このとおり進めていただきたい。

#### 委員

新設もそうであるが、廃止も必要な措置だと思っている。廃止に関しては、地域住民の理解も必要であり、その点について、しっかりと理解していただいている上での上申ということで、理解した。規制の変更にあたっては、鳥取県は「あいサポート条例」もあることから、障がいのある方の視点での上申について、今後お願いしたい。

## 4 報告事項

○大規模災害を想定した災害警備訓練の実施（警備部）

○高所作業における安全教養の実施（情報通信部）

### （１）大規模災害を想定した災害警備訓練の実施（警備部）

#### 警察本部

大規模災害を想定した災害警備訓練の実施について報告する。本年6月18日、警察本部、高速道路交通警察隊鳥取分駐隊舎及び鳥取市国府町地内の旧谷地区公民館において、情報収集、救出救助、警察署機能の移転訓練を実施した。また、同月26日には、鳥取市片原地内の市民会館前交差点において交通規制訓練を実施した。

情報収集、集約訓練では、警察官が所持する端末で災害現場の写真を撮影し、警察庁と警察本部で共有し、確認するという内容の訓練を行った。また、機動隊による救出救助訓練の動画を総合指揮室の大型モニターに映すと同時に、警察庁の災害担当部署にその動画を送信する訓練も行い、スムーズに実施できたことを確認している。また、SNS等情報検索サービスを試用した。SNSには、災害発生直後から多くの情報が投稿される。道路カメラ、河川カメラ、自治体の避難情報など、ネット上の情報をAIで集約し、地図上に落とすサービスを試用した。110番情報と民間の情報とを併せて集約することで、被災地における被害状況、被害規模の早期把握、効果的な部隊派遣が行える。

救出救助訓練では、地震によって負傷し、家屋2階に取り残された要救助者を、梯子、ストレッチャーを用いて救助するという想定で訓練を実施した。機能移転訓練では、被留置者の避難措置、現地災害警備本部の移転を行い、約10キロ離れた高速道路交通警察隊鳥取分駐隊舎に通信用資機材を持って行き、設置した上で通話状態等を確認した。仮設検視場設営については、高速道路交通警察隊鳥取分駐隊舎の車庫に、仮の検視場を設営した。

交通規制訓練では、停電により、信号機が滅灯した場合を想定し、警察官の手信号による交通整理、可搬式信号機を設置する訓練を行った。

今後も、こうした訓練を通じ、災害対策に万全を期したいと考えている。

#### 委員

本件については報道もなされており、災害時に警察施設の機能を移転させ、業務が継続できることについて、県民の方に理解していただけたと思う。こうした訓練については、繰り返し実施していただきたい。

#### 委員

民間からの投稿画像が増えているということで、それらをAIが集約し、効果

的に把握できてすばらしいと思った。災害は、どこでも発生しうる可能性がある  
ので、あらゆる事態を想定し、訓練を重ね、万全を期していただきたい。

#### 委員

情報収集面において、能登地震の際には偽情報があったと把握しているが、そ  
の点整理はどうしているか。

#### 警察本部

偽情報については、警察庁及び自治体と連携し、その都度、打ち消しを図るこ  
ととしている。

#### 委員

南海トラフ地震といった、大規模災害の発生が予想されているところであり、  
こういう訓練を積み重ね、県民を守るためのノウハウを蓄積していただきたい。  
引き続き、よろしく願います。

### (2) 高所作業における安全教養の実施（情報通信部）

#### 警察本部

情報通信部では、警察活動を支える警察通信設備を長期的に維持していくため、  
定期的な保守点検を実施しているところであるが、場合によっては、地上40メ  
ートルにも達する鉄塔上や屋上での点検作業など、高所での危険な作業を伴う場  
合がある。また、簡易な補修や障害時の代替物品への交換などは、高所であって  
も職員が実施する必要があるため、高所作業での安全管理を図るため、本年6月  
17日に、鳥取市三山口にある中国電力ネットワーク株式会社の訓練場において、  
同社の社員を講師として情報通信部の職員9人に対し、安全教養を実施した。

訓練の内容は、フルハーネス型墜落制止用器具の適正な装着や点検の方法につ  
いて実技指導を受けたほか、実際に訓練用の電柱に昇柱し、作業における注意点  
等の指導を受けた。

フルハーネス特別教育と事故の絶無については、平成31年2月1日施行の労  
働安全衛生法令の改正により、高さ2メートル以上の箇所、作業床を設けるこ  
とが困難な場合は、フルハーネス型墜落制止用器具の使用と、フルハーネス特別  
教育を受講することが必要となった。そのため、情報通信部でも、法令の改正に  
伴い、フルハーネス型墜落防止用器具を14式整備し、特別教育も高所作業に従  
事する職員16人が受講を完了した上で、今回のような高所作業の安全教養を実  
施することにより、事故の絶無を期しているところである。

#### 委員

フルハーネス特別教育を受講されたということで、怪我があってはいけないの

で、安全性を確保した上で作業を行っていただきたい。

#### 委員

高所作業を警察職員がされているということで驚いた。転落の危険を伴う作業であり、安全確保を徹底していただきたい。また、教養の機会も定期的に設けていただきたい。

#### 委員

労働災害による死亡で、原因のトップが墜落・転落となっている。しっかりと教養していただき、人命第一で、事故のないようにしていただきたい。

## 第2 その他の公安委員会活動

### 1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取4件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

### 2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞1件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

### 3 事前説明

- ・交通規制の議決（第2期）
- ・令和6年度留置施設実地監査計画

### 4 報告事項

争訟事件の発生

### 5 決裁

犯罪被害者等早期援助団体からの令和5年度事業報告書等の提出

### 6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

委員長互選

7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。